

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田島清志

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧 新 別
秩父市蒔田字上日影二五四二番二地先 から同市蒔田字赤城二六三六番二地先ま で	秩父市蒔田字高橋二五七六番一地先まで	秩父市蒔田字高橋二五八九番一地先か	区 間
八・八九〇七三・四六	一四・〇四〇・三六	一四・〇四〇・三六	敷地の幅員 (メートル)
四三三五・一八	二六五・四五	二六五・四五	延 長 (メートル)
			備 考